

新潟県企業局管理規程第1号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年2月1日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後					改正前					
(予算執行権限等の委任)					(予算執行権限等の委任)					
第4条 (略)					第4条 (略)					
(1)・(2) (略)					(1)・(2) (略)					
(3) 支出（当該事業所に係る預り金及び前払金の支出を含む。）を命令すること。					(3) 支出（当該事業所に係る預り金の支出を含む。）を命令すること。					
(4) (略)					(4) (略)					
2 (略)					2 (略)					
別表第1 （第3条関係）					別表第1 （第3条関係）					
収入原因行為					収入原因行為					
(略)					(略)					
支出負担行為					支出負担行為					
科目等		次長	課長	課長補佐	科目等		次長	課長	課長補佐	
1 収益的支出	(略)				1 収益的支出	(略)				
	(9) (略)					(9) (略)	電気、機械、土木及び建築工事費	<u>5億円</u>	<u>3億円</u>	
	(略)	(略)					未満	未満		
	(略)	(略)					(略)	(略)		
(16) (略)	<u>1,000万円以上</u>	(略)		(16) (略)	建設工事に関する委託費	<u>2,000万円以上</u>	<u>2,000万円未</u>			
(略)	(略)				未満	未満				
2 資本的支出	(1) (略)	(略)			2 資本的支出	(1) (略)	(略)			
	工事費	<u>5億円</u>	<u>3億円</u>			工事費	<u>2億円</u>	<u>1億円</u>		
	(略)	未満	未満			未満	未満			
委託費	<u>2,000万円以上</u>	<u>2,000万円未</u>		(略)	測量調査費	<u>2,000万円未</u>	<u>1,000万円未</u>			
(略)	(略)			(略)	未満	未満				
(2) (略)	(略)			(2) (略)	造成工事	<u>2億円</u>	<u>1億円</u>			
造成工事	<u>5億円</u>	<u>3億円</u>			未満	未満				

	費 (略)	未満	未満	
	(略)			
(略)				

	費 (略)	未満	未満	
	測量調査費 (略)	2,000 万円未 満	1,000 万円未 満	
(略)				

別表第2（第4条、第4条の2関係）

収入原因行為

(略)

支出負担行為

科目等		事業所長 に委任す る範囲	次長に専 決させる 範囲
1 収 益的 支出	(略)		
	(6) (略) 電気、機械 工事費 (略)	3億円未 満 (略)	
	(略)		
	(11) (略) 建設工事に 関する委託 費 (略)	2,000万 円未満 (略)	
2 資 本的 支出	(1) (略) 電気、機械 工事費 (略) 委託費 (略)	3億円未 満 (略) 2,000万 円未満	(略)
	(略)		
	(略)		

別表第2（第4条、第4条の2関係）

収入原因行為

(略)

支出負担行為

科目等		事業所長 に委任す る範囲	次長に専 決させる 範囲
1 収 益的 支出	(略)		
	(6) (略) 電気、機械 工事費 (略)	1億円未 満 (略)	
	(略)		
	(11) (略)	(略)	
2 資 本的 支出	(1) (略) 電気、機械 工事費 (略) 測量調査費 (略)	(略) 1億円未 満 (略) 100万円 未満	(略)
	(略)		
	(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正は、令和3年4月1日から適用する。